

証券コード 2978

2023年10月12日

(電子提供措置の開始日 2023年10月5日)

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒一丁目1番地5号
第二育良ビル2階

株 式 会 社 ツ ク ル バ

代表取締役CEO 村 上 浩 輝

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第12期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://tsukuruba.com/>

(上記ウェブサイトにアクセスの上、「IR」から「株式情報」をご選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトにアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「ツクルバ」又は「コード」に当社証券コード「2978」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

本株主総会は、前年と同様にハイブリッド参加型バーチャル株主総会として実施することとしました。議長を除くすべての出席役員は、インターネットを通じた遠隔からの出席となり、来場しない予定です。

また、上記の決定に伴い、株主のみなさまからの事前質問を受け付けることとし、株主のみなさまのご関心が高い事項については、本株主総会でご説明させていただきます。

この度のバーチャル株主総会は「参加型」にて実施いたしますので、インターネットの手段を用いてご参加いただく株主様においては、会社法上の出席にあたりません。本株主総会当日は議決権行使や質問等はお受けできませんので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、書面又はインターネットによって2023年10月26日（木曜日）午後7時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年10月27日（金曜日）午後2時
2. 場 所 東京都世田谷区奥沢5丁目41番8号 オオギヤハウス2F
カウカモ自由が丘
3. 目的事項
- 報告事項 第12期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定
の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック
オプションによる報酬支給の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役に対するストックオプションによる
報酬支給の件

4. 議決権行使についてのご案内

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年10月26日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

（2）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の「議決権行使方法のご案内」をご高覧の上、2023年10月26日（木曜日）午後7時までに行使してください。

以 上

~~~~~  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。ただし、法令及び当社定款第18条の定めに基づき、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を除いております。従って、今回株主様に交付する書面は、会計監査人及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部となります。

# 議決権行使方法のご案内

---

## 当日ご出席されない場合



### ○書面によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するように返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2023年10月26日（木曜日）午後7時必着



### ○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

**行使期限** 2023年10月26日（木曜日）午後7時まで



### ○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

**行使期限** 2023年10月26日（木曜日）午後7時まで

---

## 当日ご出席される場合



### ○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会日時** 2023年10月27日（金曜日）午後2時開催

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 「スマート行使」によるご行使について

- ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

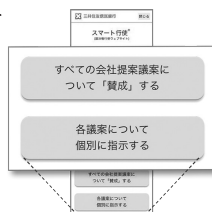


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンがタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

## インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

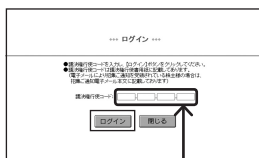
- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



- ② ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



- ③ パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

## 株主様向けライブ配信・事前質問方法のご案内

本株主総会につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主様がご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、当日のご来場をお控えいただき、こちらをご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、別途事前質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。なお、オンライン参加の場合は議決権行使を行うことはできませんので、オンライン参加をご希望の株主様におかれましては、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。

**※ライブ配信並びに事前質問をご利用いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご覧ください。**

### 1. 配信日時

2023年10月27日（金）午後2時から

### 2. アクセス方法

接続先：<https://tsukuruba.zoom.us/j/86366794719>

<パスコード>225131



① 上記のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。ライブ配信システムはZOOMを利用いたします。スマートフォンを利用される場合は事前にZOOMのアプリのダウンロードをお願いします。

② 接続されましたら、「名前」、上記「パスコード」を入力しログインしてください。その後、メールアドレス（株主様の任意のメールアドレス）を入力し、「続行」ボタンを押し下げてください。

※ 日本国以外に居住（海外法人を含む）の株主様はご利用できません。

### 3. 事前質問方法

下記接続先のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み質問受付サイトにアクセスしていただき、報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

接続先：

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeiS2edrgLY1JwB8FAD2iXG1ZqHd-MXpUrG5RSEW971FZH90w/viewform>



【受付期間】2023年10月12日（木）～2023年10月20日（金）午後7時

- ※ 受付期間終了後に送信いただいたご質問にはお答えできかねます。
- ※ 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。
- ※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

## 注意事項

- ・当日のライブ配信により、株主総会の模様をご視聴できますが、ご質問及び決議にご参加いただくことができません。株主のみなさまにおかれましては、インターネットによる事前質問、議決権の行使につきましては書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。議決権行使は、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年10月26日（木）午後7時までに行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・本総会当日は議長のための撮影となっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

(2022年8月1日から  
2023年7月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期においては、新型コロナウイルス感染症が2023年5月8日付で季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に移行し、経済社会活動の正常化が進行しました。景気の先行きとしては、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が期待されます。他方、世界的な金融引き締めや中国経済の先行き懸念など海外経済の下振れが景気を下押しするリスクもあり、物価上昇や金融資本市場の変動などと併せて注視していく必要があります。

当社がターゲットとする中古マンション市場においては、在宅時間の増加や「すまい意識」の高まりによるコロナ需要が一巡し、2022年8月から2023年1月の上半期は毎月の成約件数が前年同月比で減少しました。足元においては、景気の緩やかな回復も後押しし、成約件数が上昇に転じており、2023年7月度の首都圏中古マンションの成約件数は3,236件（前年同月比4.3%増）でした。同月の成約㎡単価は71.92万円（同5.0%増）と39カ月連続、成約価格は4,563万円（同4.9%増）と38カ月連続でそれぞれ前年同月を上回って推移しました。また、首都圏中古マンションの在庫件数は2021年6月（33,641件）以降復調傾向にあり、2023年7月は46,235件となり、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻ったと言えます。

このような経済環境のもと、当社は、主力事業であるcowcamo（カウカモ）事業において、新サービスの提供も含めたサービス改善及び組織体制の強化による事業規模拡大を中心に取り組んでまいりました。この結果、当期の売上高は4,152,638千円（前年比50.1%増）、営業損失は132,468千円（前年度は営業損失773,960千円）、経常損失は150,798千円（前年度は経常損失795,020千円）、当期純損失は165,523千円（前年度は当期純損失822,420千円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ① cowcamo（カウカモ）事業

当セグメントにおいては、主に中古・リノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、中古・リノベーション住宅の仲介を行っ

ております。当事業に係る外部環境は、新築マンション価格の高止まりを受けた中古マンション流通の拡大及びリノベーションに対する顧客認知の高まりにより、継続的な拡大基調にあります。

このような環境のもと、事業のさらなる成長に向け、プロダクトの機能改善やデジタルマーケティングを中心とした広告活動、物件案内を行う営業人員の採用・教育、業務システムの開発などに取り組んでまいりました。

この結果、当期の売上高は3,797,255千円（前年比60.7%増）、セグメント利益は628,589千円（前年度はセグメント損失16,049千円）となりました。

## ② 不動産企画デザイン事業

当セグメントにおいては、主にオフィス設計を中心とした設計・空間プロデュースの受託事業及びコワーキングスペース・ワークプレイスレンタルサービスの運営事業から構成されております。当事業に係る外部環境は、働き方の多様化に伴い、都心部におけるオフィス移転、分散、縮小の動きが見られました。

この結果、当期の売上高は355,383千円（前年比11.9%減）、セグメント利益は38,064千円（前年比36.6%減）となりました。

なお、2023年7月18日付「会社分割（簡易新設分割）及び新設会社の株式譲渡に関する基本方針決定のお知らせ」及び同年9月14日付「会社分割（簡易新設分割）、新設会社の株式譲渡の詳細決定及び特別利益計上に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、同年11月1日付で当事業を当社の取締役・共同創業者である中村真広氏に譲渡することが決定しております。

## 事業の部門別売上高

| 区 分             | 前 期         |        | 当 期         |        | 前期比増減(△)    |        |
|-----------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
|                 | 金 額         | 構成比    | 金 額         | 構成比    | 金 額         | 増減(△)率 |
| cowcamo（カウカモ）事業 | 2,363,033千円 | 85.4%  | 3,797,255千円 | 91.4%  | 1,434,221千円 | 60.7%  |
| 不動産企画デザイン事業     | 403,280千円   | 14.6%  | 355,383千円   | 8.6%   | △47,896千円   | △11.9% |
| 合 計             | 2,766,313千円 | 100.0% | 4,152,638千円 | 100.0% | 1,386,325千円 | 50.1%  |

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は10,656千円であります。

cowcamo（カウカモ）事業においては、主に什器備品への設備投資1,188千円を実施いたしました。

不動産企画デザイン事業においては、主に建物・什器備品への設備投資を4,056千円実施いたしました。

また、その他全社共通として、主に情報システム関連機器への設備投資5,411千円を実施いたしました。

### (3) 資金調達の状況

#### 1 資金調達

2022年11月に第三者割当増資による700,000千円の資金調達を行いました。

- #### 2 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
- 該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題としましては、既存事業の拡大、収益性の向上及び中長期的な成長に資する体制整備が重要であると認識しており、特に下記を重要課題として取り組んでおります。

#### 1 サービスの知名度向上

当社は、テレビや新聞、雑誌、ラジオ等のマスメディア向けの広告や屋外・交通広告は実施しておらず、これまで培ってきたWebマーケティングのノウハウを活用することにより、ユーザー、会員を獲得してまいりました。

一方で、当面の対象市場としている首都圏の実需の中古マンション流通市場の規模は6.3兆円(注)と広大であり、特にリノベーションマンション市場は今後も拡大していくものと予測されます。このため、今後のユーザー、会員獲得においては、より広範な認知の獲得が重要であると認識しており、今後はこれまで構築してきたWebマーケティングの効率改善と並行し、費用対効果を慎重に検討した上で、その他フォーマットの広告宣伝活動も検討してまいります。

(注) 公益財団法人東日本不動産流通機構「年報マーケットウォッチ2022年度」、公益財団法人不動産流通推進センター「2023不動産業統計集(3月期改訂)3不動産流通」、リフォーム産業新聞社「中古住宅リノベ市場データブック2022-2023」から当社推計

#### 2 エージェントサービスのオペレーションの高度化・効率化

当社は、これまでに開発してきた業務管理システム、蓄積してきたノウハウにより、エージェントサービスの生産性向上とサービス品質の両立を図っております。

しかしながら、今後の事業成長のためにはさらなるユーザー数の増加が必要

であり、恒常的な収益性の向上を実現するためには、引き続きオペレーションの高度化・効率化が重要であると考えております。そのため、蓄積された顧客データ・業務データのさらなる活用、業務の自動化等の施策を実施してまいります。

### 3 事業開発の強化

当社は、cowcamo(カウカモ)事業、不動産企画デザイン事業のいずれにおいても、早期の事業拡大のために適切な外部の事業者との連携が重要であると考えております。そのため、取引先事業者との関係を強化し、事業開発の推進を図ってまいります。

### 4 技術開発体制の強化

cowcamo(カウカモ)事業においては、技術革新のスピードは非常に早く、類似のサービスや競合の参入が予測されるため、新規サービスの展開スピードを速めるべく、エンジニアの採用・チーム体制の整備を通じて開発体制を強化してまいります。

### 5 組織体制の強化

当社は、事業規模の拡大及び成長のためには、専門性を有する人材の採用、社員の育成及び社員への企業理念、経営方針の伝達が重要な課題と考えております。当社は社内研修の強化、福利厚生の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるような事業を展開していくことで、優秀な人材の採用強化に取り組んでまいります。また、社員に対して経営ビジョン・ミッションを踏まえた当社の経験とノウハウに基づく研修を計画的に実施していくことで、社員の育成及び企業理念・経営方針の伝達を行ってまいります。

### 6 情報管理体制の強化

当社は、社内の情報管理体制を整備し、情報管理の徹底を図っておりますが、個人情報等の機密情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

## 7 内部統制の強化

当社事業が継続的に成長し、顧客に安定したサービスを提供し続けていくためには、継続的な内部統制の整備、強化に取り組んでいくことが重要であると考えております。当社は、組織が健全かつ効果的に運営されるように、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部統制の整備、強化を行っていく方針であります。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                | 第 9 期<br>(2020年 7 月期) | 第 10 期<br>(2021年 7 月期) | 第 11 期<br>(2022年 7 月期) | 第 12 期<br>(当事業年度)<br>(2023年 7 月期) |
|--------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)         | 1,718,876             | 1,624,420              | 2,766,313              | 4,152,638                         |
| 経 常 損 失 (△) (千円)   | △159,244              | △358,316               | △795,020               | △150,798                          |
| 当 期 純 損 失 (△) (千円) | △431,740              | △482,465               | △822,420               | △165,523                          |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円) | △46円81銭               | △50円10銭                | △74円37銭                | △14円83銭                           |
| 総 資 産 (千円)         | 2,162,370             | 3,037,880              | 2,878,842              | 3,064,344                         |
| 純 資 産 (千円)         | 1,074,807             | 879,793                | 909,607                | 1,512,577                         |
| 1株当たり純資産額 (円)      | 113円43銭               | 64円91銭                 | 73円67銭                 | 60円82銭                            |

(注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、発行済株式数は、自己株式を控除した株式数によっております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

#### 1 親会社との関係

該当事項はありません。

#### 2 子会社の状況

| 会 社 名            | 資 本 金   | 当社の出資比率 | 主要な事業内容            |
|------------------|---------|---------|--------------------|
| 株式会社ツクルバボックス (注) | 2,000千円 | 100%    | 不動産に関するプロパティマネジメント |

(注) 株式会社マチニワは、2023年7月28日付で株式会社ツクルバボックスに商号変更いたしました。

### (7) 主要な事業内容

| 事業              | 事業内容                                                                                        |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| cowcamo（カウカモ）事業 | 主に中古・リノベーション住宅のオンライン流通プラットフォーム「cowcamo（カウカモ）」の運営を通じた、中古・リノベーション住宅の仲介サービス及び売主・事業者向け支援サービスの提供 |
| 不動産企画デザイン事業     | 主にオフィス設計を中心とした設計・空間プロデュースの受託及びコワーキングスペース・ワークプレイスレンタルサービスの運営                                 |

### (8) 主要な営業所

| 名称          | 所在地    |
|-------------|--------|
| 本社          | 東京都目黒区 |
| co-ba ebisu | 東京都渋谷区 |
| 恵比寿オフィス     | 東京都渋谷区 |

### (9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|--------|--------|--------|
| 182名 | 11名減   | 33歳5ヶ月 | 2年10ヶ月 |

（注）従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時雇用者数（62名）は含んでおりません。

### (10) 主要な借入先及び借入額

| 借入先             | 借入額        |
|-----------------|------------|
| 株式会社りそな銀行       | 243,674 千円 |
| ファンズ・レンディング株式会社 | 180,000    |
| 株式会社商工組合中央金庫    | 146,490    |
| 株式会社きらぼし銀行      | 136,237    |
| 株式会社SBJ銀行       | 120,000    |
| 株式会社横浜銀行        | 50,284     |
| 株式会社八十二銀行       | 40,000     |

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数

|        |             |
|--------|-------------|
| 普通株式   | 35,186,100株 |
| A種種類株式 | 700株        |

### (2) 発行済株式の総数

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 普通株式   | 11,569,500株（自己株式335,709株を含む） |
| A種種類株式 | 700株                         |

### (3) 株主数

|        |        |
|--------|--------|
| 普通株式   | 2,036名 |
| A種種類株式 | 1名     |

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                  | 持株数(株)<br>(全て普通株式) | 持株比率(%)<br>(四捨五入) |
|----------------------|--------------------|-------------------|
| 村上浩輝                 | 2,052,800          | 18.27             |
| 中村真広                 | 1,174,500          | 10.45             |
| 株式会社エイチ              | 1,142,500          | 10.17             |
| 株式会社ワングローブキャピタル      | 966,400            | 8.60              |
| 合同会社エム               | 950,000            | 8.46              |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）   | 857,700            | 7.63              |
| イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合 | 350,000            | 3.12              |
| 佐護勝紀                 | 270,000            | 2.40              |
| 竹内真                  | 247,700            | 2.20              |
| 楽天証券株式会社             | 206,900            | 1.84              |

(注) 1. 上記のほか、普通株式の自己株式335,709株があります。

2. 持株比率は当社所有自己株式（335,709株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏 名       | 地位及び担当   | 重要な兼職の状況                                                          |
|-----------|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 村 上 浩 輝   | 代表取締役CEO | —                                                                 |
| 北 原 寛 司   | 取締役COO   | —                                                                 |
| 中 村 真 広   | 取締役      | 株式会社KOU代表取締役<br>一般社団法人Whole Earth Life代表理事                        |
| 竹 内 真     | 取締役      | ビジョナル株式会社取締役CTO                                                   |
| 鈴 木 秀 和   | 取締役      | 株式会社アトラエ取締役CFO<br>株式会社アルティエリ取締役CFO                                |
| 福 島 良 典   | 取締役      | 株式会社LayerX代表取締役CEO                                                |
| 服 部 景 子   | 常勤監査役    | 株式会社サンワカンパニー監査役                                                   |
| 高 野 慎 一   | 監査役      | 株式会社aima取締役<br>株式会社アサンテ監査役                                        |
| 波 田 野 馨 子 | 監査役      | 波田野綜合法律事務所所長<br>株式会社トラストリッジ監査役<br>株式会社キッズスマイルホールディングス<br>取締役監査等委員 |

- (注) 1. 取締役村上浩輝氏は2023年7月28日付で株式会社マチニワ（現株式会社ツクルボックス。2023年7月28日に商号変更）の代表及び取締役を辞任しております。
2. 取締役北原寛司氏は、2023年8月1日付で当社における地位及び担当を取締役CS0に変更しております。
3. 取締役竹内真氏、鈴木秀和氏及び福島良典氏は、社外取締役であります。
4. 監査役服部景子氏及び波田野馨子氏は、社外監査役であります。
5. 当社は取締役竹内真氏、鈴木秀和氏、福島良典氏、監査役服部景子氏及び波田野馨子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役服部景子氏は、公認会計士及び米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役波田野馨子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### 1 取締役及び監査役の報酬の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |          |          | 役員の員数 (人) |
|------------------|-------------------|-------------------|----------|----------|-----------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |           |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 45,150<br>(6,300) | 45,150<br>(6,300) | -<br>(-) | -<br>(-) | 6<br>(3)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11,123<br>(8,723) | 11,123<br>(8,723) | -<br>(-) | -<br>(-) | 3<br>(2)  |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2017年10月23日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2017年10月23日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。
3. 取締役会は、代表取締役CEO村上浩輝に対して各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社全体の経営状況等を最も熟知しており総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためです。なお、各取締役の個別報酬額の決定に際しては、代表取締役社長CEOは社外取締役への意見聴取を実施することとし、当該手続きを通じて決定プロセスの適正化を図っております。
4. 監査役の基本報酬の総額には、これまでの功労に鑑み臨時に支払った賞与が含まれております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役竹内真氏、鈴木秀和氏、福島良典氏、社外監査役服部景子氏、波田野磬子氏、非常勤監査役高野慎一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとしております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

### 1 重要な兼職先と当社との関係

取締役竹内真氏は、ビジョナル株式会社の取締役CTOであります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

取締役鈴木秀和氏は、株式会社アトラエの取締役CF0及び株式会社アルティエリの取締役CF0であります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

取締役福島良典氏は、株式会社LayerXの代表取締役CEOであります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

監査役服部景子氏は、株式会社サンワカンパニーの監査役であります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

監査役波田野馨子氏は、波田野綜合法律事務所の所長、株式会社トラストリッジ監査役及び株式会社キッズスマイルホールディングス取締役監査等委員であります。当社とこれらの兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

### 2 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                    |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 竹 内 真   | 当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。<br>また、テクノロジーに深い見識を持ち、かつ、成長著しいテクノロジー企業においてテクノロジー組織の立ち上げやテクノロジー企業経験者としての経験に基づく深く幅広い見識を持ち、かつ、上場企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に關して的確な助言及び業務執行の監督を行っております。 |
| 取締役 | 鈴 木 秀 和 | 当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。<br>また、長年にわたり大手金融機関において業務に従事し、金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、また、上場企業経営者としての経験に基づくコーポレートファイナンス及びIRの高い見識を有していることから、当社の経営に關する的確な助言及び業務執行の監督を行っております。           |
| 取締役 | 福 島 良 典 | 当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。<br>また、エンジニアとしてコンピュータサイエンスや機械学習への深い見識を持ち、かつ、上場企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に關して的確な助言及び業務執行の監督を行っております。                                                |
| 監査役 | 服 部 景 子 | 当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会16回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。                                                                                                                                                   |
| 監査役 | 波田野 馨 子 | 当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会16回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。                                                                                                                                                   |

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

(2) 報酬等の額

|                          | 支 払 額    |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 19,000千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意することが相当であるとの判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、和泉監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが優先課題であると考えており、創業以来配当を行っておりません。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大、事業効率化のために投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、上記の方針に従い、当事業年度においても剰余金の配当の方針はございません。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、A種種類株式につきましては、発行時に定められた種類株式発行要項に基づき、所定の金額の配当を実施いたします。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)                 |           |
| 流 動 資 産           | 2,728,933 | 流 動 負 債                   | 803,094   |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,771,911 | 短 期 借 入 金                 | 73,000    |
| 売 掛 金 及 び 契 約 資 産 | 73,516    | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債       | 108,250   |
| 販 売 用 不 動 産       | 840,373   | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 267,803   |
| 前 渡 金             | 4,913     | 未 払 金                     | 160,166   |
| 前 払 費 用           | 32,338    | 未 払 法 人 税 等               | 47,599    |
| そ の 他             | 5,880     | 未 払 消 費 税 等               | 4,860     |
|                   |           | 契 約 負 債 金                 | 84,919    |
| 固 定 資 産           | 335,410   | 預 り 金                     | 16,642    |
| 有 形 固 定 資 産       | 172,129   | 前 受 収 益                   | 38,701    |
| 建 物               | 127,866   | 固 定 負 債                   | 1,152     |
| 構 築 物             | 1,297     | 社 債                       | 748,671   |
| 工 具 器 具 備 品       | 23,038    | 社 債                       | 163,000   |
| 土 地               | 19,927    | 長 期 借 入 金                 | 575,882   |
|                   |           | そ の 他                     | 9,789     |
|                   |           | 負 債 合 計                   | 1,551,766 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 163,280   | (純 資 産 の 部)               |           |
| 投 資 有 価 証 券       | 34,710    | 株 主 資 本                   | 1,390,892 |
| 関 係 会 社 株 式       | 2,000     | 資 本 金                     | 31,635    |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 118,643   | 資 本 剰 余 金                 | 1,587,297 |
| 長 期 前 払 費 用       | 7,906     | 資 本 準 備 金                 | 31,635    |
| そ の 他             | 20        | そ の 他 資 本 剰 余 金           | 1,555,662 |
|                   |           | 利 益 剰 余 金                 | △165,523  |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金           | △165,523  |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金             | △165,523  |
|                   |           | 自 己 株 式                   | △62,516   |
|                   |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           | △2,644    |
|                   |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | △2,644    |
|                   |           | 新 株 予 約 権                 | 124,329   |
|                   |           | 純 資 産 合 計                 | 1,512,577 |
| 資 産 合 計           | 3,064,344 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 3,064,344 |

# 損 益 計 算 書

(2022年8月1日から  
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 4,152,638 |
| 売 上 原 価               | 1,630,305 |
| 売 上 総 利 益             | 2,522,333 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 2,654,801 |
| 営 業 損 失 (△)           | △132,468  |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 16        |
| 受 取 配 当 金             | 0         |
| 助 成 金 収 入             | 475       |
| 受 取 手 数 料             | 2,598     |
| そ の 他                 | 826       |
|                       | 3,916     |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 7,275     |
| 社 債 利 息               | 1,898     |
| 株 式 交 付 費             | 3,069     |
| 支 払 手 数 料             | 8,091     |
| そ の 他                 | 1,910     |
|                       | 22,246    |
| 経 常 損 失 (△)           | △150,798  |
| 特 別 利 益               |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 2,923     |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 857       |
|                       | 3,781     |
| 特 別 損 失               |           |
| 減 損 損 失               | 11,586    |
|                       | 11,586    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△)   | △158,603  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 6,920     |
| 当 期 純 損 失 (△)         | △165,523  |

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年 9 月20日

株式会社ツクルバ  
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| 代 表 社 員     | 公認会計士 | 加 藤 雅 之 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 代 表 社 員     | 公認会計士 | 松 藤 悠   |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 代 表 社 員     | 公認会計士 | 飯 田 博 士 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツクルバの2022年8月1日から2023年7月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年9月14日開催の取締役会において、「不動産企画デザイン」事業を会社分割（簡易新設分割）により新設会社に承継させうえて、新設会社の株式の全てを譲渡することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月25日

株式会社ソクルバ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

服 部 景 子 ㊞

監 査 役

高 野 慎 一 ㊞

社外監査役

波 田 野 馨 子 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 本社機能の強化と業務の一層の効率化を図るため、現行定款第3条に定める本店の所在地を目黒区から渋谷区に変更するものであります。また、この変更につきましては、2024年8月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則で規定するものであります。当該附則については、当該本店移転日経過後、これを削除するものであります。

(2) 取締役会の監査・監督機能の強化、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性・透明性・効率性の向上を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款変更については、本株主総会の終結の時をもって変更の効力が生ずるものとします。

#### 2. 変更の内容

変更は次のとおりであります。

(下線は変更分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第2条 (条文省略)                                                                                                           | 第1章 総則<br>第1条～第2条 (現行どおり)                                                                                                         |
| (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都 <u>目黒区</u> に置く。<br><br>(機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. 監査役<br>3. 監査役会<br>4. 会計監査人 | (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。<br><br>(機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. <u>監査等委員会</u><br>3. 会計監査人 |
| 第5条～第18条の2 (条文省略)                                                                                                                  | 第5条～第18条の2 (現行どおり)                                                                                                                |
| 第4章 取締役及び取締役会<br>(取締役の員数)<br>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。<br><br>(新設)                                                                    | 第4章 取締役及び取締役会<br>(取締役の員数)<br>第19条 当社の取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ) は、10名以内とする。<br><u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>               |

|                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。</p> <p>3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>5 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                              | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>                                                                                                 |
| <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>                                                                                                                                  | <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集権者及び議長)<br/>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>                   | <p>(取締役会の招集権者及び議長)<br/>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表</u>取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表</u>取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |
| <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>            |
| <p>(取締役会の決議方法)<br/>第25条 (条文省略)</p>                                                                                                                           | <p>(取締役会の決議方法)<br/>第25条 (現行どおり)</p>                                                                                                                          |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                  | <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>                             |
| <p>(取締役会の議事録)<br/>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                            | <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                                 |
| <p>(取締役会規則)<br/>第27条 (条文省略)</p>                                                                                                                              | <p>(取締役会規則)<br/>第28条 (現行どおり)</p>                                                                                                                             |
| <p>(取締役の報酬等)<br/>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                               | <p>(取締役の報酬等)<br/>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>                              |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)<br/>第29条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>(取締役の責任免除)<br/>第30条 (現行どおり)</p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>第5章 監査等委員会</p>                  |
| <p>(監査役の員数)<br/>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)<br/>第31条 監査役は、株主総会において選任する。<br/>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br/>3 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、株主総会において補欠監査役を選任することができる。<br/>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> | <p>(削除)</p>                        |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって<u>監査役</u>の中から常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> | <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって<u>監査等委員</u>の中から常勤の<u>監査等委員</u>を選定する。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決</u>に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が<u>出席し、出席した監査等委員</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の報酬等)<br/>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)<br/>第39条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令が規定する額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する旨の契約を監査役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削除)</p>                                                   |
| <p>第6章 会計監査人<br/>(会計監査人の選任方法)<br/>第40条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>第6章 会計監査人<br/>(会計監査人の選任方法)<br/>第36条 (現行どおり)</p>            |
| <p>(会計監査人の任期)<br/>第41条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>(会計監査人の任期)<br/>第37条 (現行どおり)</p>                            |
| <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> |
| <p>第7章 計算<br/>(事業年度)<br/>第43条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>第7章 計算<br/>(事業年度)<br/>第39条 (現行どおり)</p>                     |
| <p>(剰余金の配当等の決定機関)<br/>第44条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>(剰余金の配当等の決定機関)<br/>第40条 (現行どおり)</p>                        |
| <p>(剰余金の配当基準日)<br/>第45条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>(剰余金の配当基準日)<br/>第41条 (現行どおり)</p>                           |
| <p>(配当の除斥期間)<br/>第46条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>(配当の除斥期間)<br/>第42条 (現行どおり)</p>                             |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> | <p><u>附則</u><br/> <u>(本店所在地に関する経過措置)</u><br/> 第1条 第3条（本店の所在地）の変更は、2024年8月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則本条は当該本店移転日経過後、削除されるものとする。</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u><br/> 第2条 第12期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2 第12期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（6名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当社株式の数                   |
|------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1          | むら かみ ひろ き<br>村 上 浩 輝<br>(1985年9月11日)  | 2009年4月 株式会社コスモスイニシア入社<br>2009年12月 株式会社ネクスト（現：株式会社LIFULL）入社<br>2011年8月 当社創業<br>2012年7月 当社代表取締役CEO就任（現任）                                                                 | 普通株式<br>3,195,300株<br>A種種類株式<br>- 株 |
| 2          | きた はら ひろ し<br>北 原 寛 司<br>(1983年12月19日) | 2011年12月 株式会社コーポレイトディレクション入社<br>2012年9月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社<br>2016年11月 当社入社<br>2018年5月 当社取締役C00兼経営企画室長就任<br>2020年2月 当社取締役C00就任<br>2023年7月 当社取締役CS0就任（現任）            | 普通株式<br>169,400株<br>A種種類株式<br>- 株   |
| 3          | たけうち しん<br>竹内 真<br>(1978年7月5日)         | 2001年4月 富士ソフトABC株式会社（現：富士ソフト株式会社）入社<br>2007年3月 フリーランスとして独立<br>2008年12月 株式会社ビズリーチ参画<br>2013年1月 株式会社ビズリーチ取締役就任<br>2020年2月 ビジヨナル株式会社取締役CTO就任（現任）<br>2021年10月 当社社外取締役就任（現任） | 普通株式<br>247,700株<br>A種種類株式<br>- 株   |
| 4          | ふくしま よしのり<br>福島良典<br>(1988年2月15日)      | 2012年11月 株式会社Gunosy創業、同社代表取締役就任<br>2013年11月 株式会社Gunosy代表取締役最高責任者就任<br>2018年12月 株式会社LayerX代表取締役CEO就任（現任）<br>2019年10月 当社社外取締役就任（現任）                                       | 普通株式<br>70,000株<br>A種種類株式<br>- 株    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 村上浩輝氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社のビジネス及び組織文化の発展に尽力してまいり、さらなる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であると判断したためであります。

3. 北原寛司氏を取締役候補者とした理由は、大手コンサルティング会社を経て、現在は 当社取締役CSOを務め、当社の事業及び経営における豊富な知識と経験を有しており、当社のさらなる企業価値向上に資するものと判断したためであります。
4. 竹内真氏、福島良典氏は社外取締役候補者であります。
5. 当社は、竹内真氏、福島良典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。
6. 竹内真氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、テクノロジーに深い見識を持ち、かつ、成長著しいテクノロジー企業においてテクノロジー組織の立ち上げやテクノロジー企業経験者としての経験に基づくテクノロジー組織について深く幅広い見識を有していることから、今後の当社の経営に關する確かな助言及び業務執行の監督を期待して社外取締役としての選任をお願いするものであります。
7. 福島良典氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、エンジニアとしてコンピュータサイエンスや機械学習への深い見識を持ち、かつ、上場企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、今後の当社の経営に關する確かな助言及び業務執行の監督を期待して社外取締役としての選任をお願いするものであります。
8. 竹内真氏、福島良典氏は、現在、当社の社外取締役であります。竹内真氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年、福島良典氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
9. 当社は、現在竹内真氏、福島良典氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
11. 村上浩輝氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社エイチが所有する株式数も含んでおります。
12. 各候補者の所有する当社株式は、当期末（2023年7月31日）現在の株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 する<br>当社株式の数             |
|------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 1          | にしうら ちえこ<br>西浦千栄子<br>(1984年3月1日)  | 2006年12月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2009年12月 公認会計士登録<br>2014年9月 西浦公認会計士事務所開設（現在）<br>2016年6月 S&Nパートナーズ法律事務所顧問（現任）<br>2016年7月 Japan Taxi 株式会社（現GO株式会社）常勤監査役就任<br>2023年7月 株式会社NSD 社外監査役就任（現任）                                                                       | 普通株式<br>- 株<br>A種種類株式<br>- 株 |
| 2          | こばやし けんじ<br>小林賢治<br>(1978年5月11日)  | 2005年4月 株式会社コーポレートディレクション入社<br>2009年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社<br>2011年6月 同社取締役就任<br>2015年6月 同社執行役員就任<br>2017年7月 シニフィアン株式会社設立、共同代表就任（現任）<br>2020年10月 ラクスル株式会社社外取締役（現任）                                                                                                         | 普通株式<br>- 株<br>A種種類株式<br>- 株 |
| 3          | いしもと ただつぐ<br>石本忠次<br>(1973年10月9日) | 1997年8月 KPMG ピートマーウィック株式会社（現KPMG税理士法人）入社<br>2000年4月 税理士登録<br>2002年10月 メンターキャピタル税務事務所（現メンターキャピタル税理士法人）代表社員（現任）<br>2002年10月 株式会社メンターキャピタルFAS代表取締役就任（現任）<br>2016年6月 ユナイテッド株式会社社外取締役就任（現任）<br>2020年2月 ビジヨナル株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任）<br>2021年10月 株式会社アイモバイル社外取締役（監査等委員）就任（現任） | 普通株式<br>- 株<br>A種種類株式<br>- 株 |

- (注) 1. 各候補者は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  3. 西浦千栄子氏、小林賢治氏及び石本忠次氏は、社外の監査等委員である取締役の候補者であります。本総会において各氏が選任された場合、独立役員として指定する予定です。
  4. 西浦千栄子氏を社外の監査等委員である取締役の候補者とした理由及び期待される役割は、公認会計士として培われた豊富な経験と知識を有しており、経営管理に関する高い専門性と独立した立場からの適切な監査と助言を期待し、当社監査体制の一層の強化を図るため、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、会計事務所の経営者としてのご経験及び上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  5. 小林賢治氏を社外の監査等委員である取締役の候補者とした理由及び期待される役割は、取締役就任及び会社設立の経験から、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しており、当社経営の推進及び強化を期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
  6. 石本忠次氏を社外の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割は、税理士としての豊富な知見を有しており、当該知見を活かした専門的な観点から企業経営及び当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する監督等をいただくことなど、企業経営及び財務体質強化等への積極的な発言を期待し、監査の実効性を確保するため監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
  7. 当社は、西浦千栄子氏、小林賢治氏及び石本忠次氏が選任された場合、各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。
  8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いしたいと存じます。その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本決議の効力は2年後の定時株主総会が開催される時までとします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                               | 所 有 す る<br>当社株式の数           |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------|
| さか した なお や<br>坂 下 尚 弥<br>(1984年7月18日) | 2008年4月 あずさ監査法人(現：有限責任 あずさ監査法人)入所                | 普通株式<br>- 株<br>A種類株式<br>- 株 |
|                                       | 2013年6月 小谷野公認会計士事務所入所                            |                             |
|                                       | 2017年10月 株式会社ファーストロジック補欠監査役就任(現任)                |                             |
|                                       | 2017年11月 ユナイテッド・アセット・アドバイザーズ株式会<br>社代表取締役 就任(現任) |                             |
|                                       | 2018年8月 株式会社サ行代表取締役就任(現任)                        |                             |
|                                       | 2022年2月 株式会社RECEPTIONIST社外監査役就任 (現任)             |                             |
|                                       | 2022年7月 株式会社HAPPY PRICE社外監査役就任 (現任)              |                             |

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 坂下尚弥氏は監査等委員である社外取締役の補欠として選任するものであります。
- 坂下尚弥氏は監査等委員である社外取締役の補欠として選任する理由は、公認会計士の資格を保有しており、監査法人や監査役としての実務経験を有しております。その専門知識と経験を生かした適正な監査を期待するとともに、より独立した立場から監査の実効性を確保するため監査等委員である取締役の補欠として選任するものであります。
- 当社は、坂下尚弥氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
- 坂下尚弥氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社取締役の報酬額は、2017年10月23日開催の第6期定時株主総会において年額200百万円以内とご決議いただき、今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、同額の年額200百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、今後の動向等を総合的に勘案しつつ、決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2017年10月23日開催の第6期定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションによる報酬支給の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

当該移行後に、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、ストックオプションによる報酬を支給するため、その報酬額を第5号議案における金銭報酬とは別枠で年額500万円以内（うち社外取締役分は年額200万円以内）とし、各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数を500個（うち社外取締役200個）とし、その内容を下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

ストックオプションとしての新株予約権の割当てに際しては、公正価値を基準として定める払込金額と同額の報酬債権を割当対象となる取締役に付与し、当該払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権と払込債務とを相殺する方法を予定しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 記

### 【ストックオプションの内容】

#### (1) 新株予約権の総数

各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の総数は、500個（うち社外取締役分は200個）を上限とする。

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から10年以内で当社取締役会が定める期間とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において保有している新株予約権を行使することを認めることができるものとする。その他の行使の条件については、当社取締役会が定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。また、新株予約権者が権利行使をする前に、上記(5)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。その他の取得に関する事項は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の内容については、当社取締役会において定める。

【ストックオプションによる報酬の支給が相当である理由】

本議案は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲および士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、ストックオプションによる報酬を支給するものです。

当社は、2023年10月27日開催の臨時取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を本議案に沿うように改定する予定であります。本議案に基づくストックオプションによる報酬の支給は、当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となります。

また、本議案及び第8号議案「監査等委員である取締役に対するストックオプションによる報酬支給の件」に基づき、仮に今後10年間にわたり上限に相当する数の新株予約権が付与され、これらの新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数（2023年7月末時点）の5.40%に相当し、その希薄化率は軽微です。

以上より、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

第8号議案 監査等委員である取締役に対するストックオプションによる報酬支給の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

当該移行後に、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の監査等委員である取締役に対して、ストックオプションによる報酬を支給するため、その報酬額を第6号議案における金銭報酬とは別枠で年額12.5百万円以内とし、各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数を125個とし、その内容を下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

ストックオプションとしての新株予約権の割当てに際しては、公正価値を基準として定める払込金額と同額の報酬債権を割当対象となる取締役に付与し、当該払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権と払込債務とを相殺する方法を予定しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 【ストックオプションの内容】

### (1) 新株予約権の総数

各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の総数は、125個を上限とする。

### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される株式 1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### (4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から10年以内で当社取締役会が定める期間とする。

### (5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において保有している新株予約権を行使することを認めることができるものとする。その他の行使の条件については、当社取締役会が定める。

### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (7) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。また、新株予約権者が権利行使をする前に、上記(5)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。その他の取得に関する事項は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の内容については、当社取締役会において定める。

【ストックオプションによる報酬の支給が相当である理由】

本議案は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の監査等委員である取締役に対して、ストックオプションによる報酬を支給するものです。

また、本議案及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションによる報酬支給の件」に基づき、仮に今後10年間にわたり上限に相当する数の新株予約権が付与され、これらの新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数（2023年7月末時点）の5.40%に相当し、その希薄化率は軽微です。

以上より、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以上

# 【株主のみなさまへのお知らせ】

当社では、株主・投資家のみなさまとの対話を重視し、以下の取り組みを行っております。ぜひご利用くださいますと幸いです。

## 1. TSUKURUBA IR 通信

下記のnoteにて、IR通信としてIRのスケジュール、会社説明資料の解説、Monthly Reportなどを配信しておりますので、ぜひフォローいただけますと幸いです。

TSUKURUBA IR 通信

URL: [https://note.com/tsukuruba\\_ir](https://note.com/tsukuruba_ir)



## 2. TSUKURUBA IR ニュースレター

IR通信の更新やその他の株主・投資家向けのニュースをメールにて配信しておりますので、下記ページからメールアドレスをご登録いただけますと幸いです。

IR ニュースレター登録ページ

URL: <https://tsukuruba.com/ir/newsletter>



以上

電子提供措置の開始日 2023年10月 5 日

第12期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項  
業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2022年 8 月 1 日から2023年 7 月31日まで)

株式会社ツクルバ

## 1. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

| 名称                     | 第9回新株予約権                         |
|------------------------|----------------------------------|
| 新株予約権の数                | 1,430個                           |
| 保有人数<br>当社取締役（社外役員を除く） | 1名                               |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式14,300株                    |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり3,000円<br>(1株当たり 300円) |
| 新株予約権の行使期間             | 2020年8月1日から<br>2027年7月13日まで      |

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が、権利行使期間開始日の到来後に権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、当社取締役会の決議により、権利行使を認めることができる。
  - (a) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の40%以内に相当する数に限り権利を行使することができる。
  - (b) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年を経過後2年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の70%以内に相当する数に限り権利を行使することができる。
  - (c) 上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

| 名称                     | 第11回新株予約権                            |
|------------------------|--------------------------------------|
| 新株予約権の数                | 2,372個                               |
| 保有人数                   |                                      |
| 当社取締役（社外役員を含む）         | 5名                                   |
| 当社監査役（社外役員を含む）         | 3名                                   |
| 当社使用人                  | 28名                                  |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式237,200株                       |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権1個につき3,700円                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり104,500円<br>(1株当たり 1,045円) |
| 新株予約権の行使期間             | 2023年11月1日から<br>2028年10月31日まで        |

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、2023年7月期から2027年7月期のいずれかの事業年度における当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
  - (a) 売上総利益が20億円を超過した場合      ：行使可能割合   20%
  - (b) 売上総利益が22.5億円を超過した場合    ：行使可能割合   60%
  - (c) 売上総利益が25億円を超過した場合      ：行使可能割合  100%

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

| 名称                     | 第14回新株予約権                            |
|------------------------|--------------------------------------|
| 新株予約権の数                | 472個                                 |
| 保有人数                   |                                      |
| 当社取締役（社外役員を含む）         | 2名                                   |
| 当社使用人                  | 10名                                  |
| 社外協力者                  | 1名                                   |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式47,200株                        |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権1個につき600円                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり103,600円<br>(1株当たり 1,036円) |
| 新株予約権の行使期間             | 2024年11月1日から<br>2028年10月31日まで        |

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役もしくは外部協力者の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、2024年7月期から2026年7月期のいずれかの事業年度における当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
  - (a) 売上総利益が25.2億円を超過した場合   ：行使可能割合   50%
  - (b) 売上総利益が28億円を超過した場合    ：行使可能割合   100%

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切でないとして取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

| 名称                     | 第15回新株予約権                         |
|------------------------|-----------------------------------|
| 新株予約権の数                | 663個                              |
| 保有人数                   |                                   |
| 当社取締役（社外役員を含む）         | 3名                                |
| 当社監査役（社外役員を含む）         | 2名                                |
| 当社使用人                  | 8名                                |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式66,300株                     |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権1個につき455円                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり89,100円<br>(1株当たり 891円) |
| 新株予約権の行使期間             | 2025年11月1日から<br>2029年10月31日まで     |

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役もしくは社外協力者の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、2025年7月期から2027年7月期のいずれかの事業年度における当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
  - (a) 売上総利益が33億円を超過した場合　：行使可能割合　50%
  - (b) 売上総利益が37億円を超過した場合　：行使可能割合　100%

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切でないとして取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

## 2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして認識し、取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- 2 「内部通報規程」に基づき、外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- 3 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう代表取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
- 4 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- 2 またデータ化された機密情報については、「情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 当社はコーポレートリスクの適切な把握及び啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- 2 取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - 2 当社は「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき担当取締役及び各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制  
子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、承認事項、協議事項、報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
  - 2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
  - 3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ① 子会社は、職務執行に関する権限及び責任について、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
    - ② 当社は、子会社の業務運営状況について内部監査を実施し、子会社と協議の上、必要に応じて改善を図る。
  - 4 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ① 当社は「コンプライアンス規程」を策定し、子会社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
    - ② 当社の内部監査担当者は、子会社の役職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
- 1 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
  - 2 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役及び所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。

- 3 当該補助使用人の人事異動、考課及び懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及び監査役への報告に関する体制
- 1 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合若しくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
  - 2 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
  - 3 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - 4 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - 5 監査役は内部通報窓口である管理本部長及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。
  - 6 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- (8) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 1 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社の監査役に報告する。
  - 2 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を把握した場合は、直ちに当社の子会社担当者に報告し、当社の子会社担当者は速やかに当社の監査役にその内容を報告する。

- 3 子会社は、法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、子会社における法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、当社の監査役への適切な報告体制を確保する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1 監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
  - 2 当該予算を超過する費用については、事前に監査役より管理部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
  - 3 なお上記の支給方法は前払い・後払いのいずれの方法も可能とする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
  - 2 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- (12) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- 1 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
  - 2 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

### 3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

#### (1) 取締役の職務執行

当社は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役が3名在籍しており、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を15回開催いたしました。

#### (2) コンプライアンス

当社が社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化及び推進が不可欠であると認識しております。そのため、当社において「コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底を図りました。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として「内部通報規程」を定め、その周知徹底を図りました。

#### (3) リスク管理

当社は、リスクの軽減及び損失の最小化を図るため、「リスク管理規程」、「反社会的勢力排除に関する規程」等を定めており、全社的なリスク管理体制を強化しております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、問題となりうる事項の早期発見に努めております。なお、「内部監査規程」を定め、当社の内部監査担当者が関連部署を内部監査することで、リスク管理体制全般の適切性、有効性について問題がないことを確認いたしました。

#### (4) 監査役の監査

監査役は、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従って、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行いました。また、内部監査担当者及び会計監査人と綿密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

# 株主資本等変動計算書

( 2022年8月1日から  
2023年7月31日まで )

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本  |           |                 |               |
|---------------------|----------|-----------|-----------------|---------------|
|                     | 資 本 金    | 資 本 剰 余 金 |                 |               |
|                     |          | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当期首残高               | 14,314   | 14,314    | 1,678,082       | 1,692,397     |
| 事業年度中の変動額           |          |           |                 |               |
| 新株の発行               | 350,000  | 350,000   |                 | 350,000       |
| 新株の発行(新株予約権の行使)     | 17,320   | 17,320    |                 | 17,320        |
| 減資                  | △350,000 | △350,000  | 700,000         | 350,000       |
| 欠損填補                |          |           | △822,420        | △822,420      |
| 当期純損失(△)            |          |           |                 |               |
| 自己株式の取得             |          |           |                 |               |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |          |           |                 |               |
| 事業年度中の変動額合計         | 17,320   | 17,320    | △122,420        | △105,099      |
| 当期末残高               | 31,635   | 31,635    | 1,555,662       | 1,587,297     |

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本         |           |             |           |           |
|---------------------|-----------------|-----------|-------------|-----------|-----------|
|                     | 利 益 剰 余 金       |           |             | 自 己 株 式   | 株 主 資 本 計 |
|                     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 繰 越 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計 |           |           |
|                     |                 |           |             |           |           |
| 当期首残高               | △822,420        | △822,420  | △62,486     | 821,804   |           |
| 事業年度中の変動額           |                 |           |             |           |           |
| 新株の発行               |                 |           |             | 700,000   |           |
| 新株の発行(新株予約権の行使)     |                 |           |             | 34,641    |           |
| 減資                  |                 |           |             | -         |           |
| 欠損填補                | 822,420         | 822,420   |             | -         |           |
| 当期純損失(△)            | △165,523        | △165,523  |             | △165,523  |           |
| 自己株式の取得             |                 |           | △29         | △29       |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |                 |           |             |           |           |
| 事業年度中の変動額合計         | 656,896         | 656,896   | △29         | 569,087   |           |
| 当期末残高               | △165,523        | △165,523  | △62,516     | 1,390,892 |           |

(単位：千円)

|                     | 評価・換算差額等     |            | 新株予約権   | 純資産合計     |
|---------------------|--------------|------------|---------|-----------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |           |
| 当期首残高               | △2,890       | △2,890     | 90,692  | 909,607   |
| 事業年度中の変動額           |              |            |         |           |
| 新株の発行               |              |            |         | 700,000   |
| 新株の発行(新株予約権の行使)     |              |            |         | 34,641    |
| 減資                  |              |            |         | -         |
| 欠損填補                |              |            |         | -         |
| 当期純損失(△)            |              |            |         | △165,523  |
| 自己株式の取得             |              |            |         | △29       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 246          | 246        | 33,636  | 33,882    |
| 事業年度中の変動額合計         | 246          | 246        | 33,636  | 602,970   |
| 当期末残高               | △2,644       | △2,644     | 124,329 | 1,512,577 |

# 個別注記表

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|   |   |       |     |   |   |       |
|---|---|-------|-----|---|---|-------|
| 建 | 物 | 8～47年 |     |   |   |       |
| 構 | 築 | 物     | 15年 |   |   |       |
| 工 | 具 | 器     | 具   | 備 | 品 | 3～15年 |

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) cowcamo（カウカモ）事業

主にリノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、中古・リノベーション住宅の仲介及び販売を行っております。中古・リノベーション住宅の仲介及び販売は、主に顧客との媒介契約又は不動産売買契約に基づきサービスの提供が完了した時点で履行義務は充足されるため、その一時点で収益認識しております。

##### (2) 不動産企画デザイン事業

主にオフィス設計を中心とした設計・企画・空間プロデュースの受託事業及びコワーキングスペース・ワークプレイスレンタルサービスの企画・運営事業を行っております。設計・企画・空間プロデュースの受託事業は、顧客との契約に基づき履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。また、コワーキングスペース・ワークプレイスレンタルサービスの企画・運営事業については、主に顧客との契約に基づくサービスの提供が一定期間にわたって履行義務は充足されるため、サービス提供期間にわたり収益認識しております。なお、ワークプレイスレンタルサービスの運営事業の顧客との賃貸借契約に基づく賃貸料収入等は、リース取引に関する会計基準に従って収益認識を行っております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

## 重要な会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損の判定

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度     |
|--------|-----------|
| 建物     | 127,866千円 |
| 構築物    | 1,297千円   |
| 工具器具備品 | 23,038千円  |
| 土地     | 19,927千円  |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、減損の判定にあたって、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎とした資産グループ単位により、共用資産についてはより大きな単位により行っております。

これらの資産グループに関する減損の兆候を識別するため、営業損益等が継続してマイナスとなっているか、又は経営環境の著しい悪化などにより前期と当期以降の見込みが明らかにマイナスとなるかどうかなどについて検討を行っております。

減損の兆候を識別した資産グループに対しては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについては、将来の取引件数の増加及び手数料率の確保などを主要な仮定として策定しております。

当事業年度において、cowcamo（カウカモ）事業及び共用資産を含むより大きな単位では、継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候を識別しております。また、不動産企画デザイン事業では、事業の譲渡の意思決定を行ったことから、減損の兆候を識別しております。これらの資産グループについて、減損の認識の判定を行った結果、cowcamo（カウカモ）事業及び不動産企画デザイン事業の両事業において、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の計上は不要と判断しております。また、共用資産を含むより大きな単位においても、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の計上は不要と判断しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りには不確実性を伴うことから、事業計画どおりに推移しなかった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 販売用不動産の評価

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度     |
|--------|-----------|
| 販売用不動産 | 840,373千円 |

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

当社では、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産に係る収益性の低下等による期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

#### ②主要な仮定

正味売却価額の算出に用いた主要な仮定は販売価格であり、近隣の取引事例や直近の販売実績などを考慮し算出しております。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

市況の変化、事業の進捗や販売の状況に応じて、正味売却価額が帳簿価額を下回った場合には、追加で評価損を計上する可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産

#### (1) 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 販売用不動産 | 296,785千円 |
| 建物     | 39,149千円  |
| 土地     | 19,927千円  |
| 計      | 355,862千円 |

#### (2) 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 73,000千円  |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 33,515千円  |
| 長期借入金         | 240,006千円 |
| 計             | 346,521千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 103,815千円

### 3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 3,018千円

### 4. 取締役及び監査役に対する金銭債務

1,597千円

5. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

|      |          |
|------|----------|
| 売掛金  | 72,614千円 |
| 契約資産 | 902千円    |

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

|      |         |
|------|---------|
| 売上高  | 2,000千円 |
| 売上原価 | 2,000千円 |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類  | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式   | 11,451,600        | 117,900           | -                 | 11,569,500       |
| A種種類株式 | -                 | 700               | -                 | 700              |
| 合計     | 11,451,600        | 118,600           | -                 | 11,570,200       |

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加は、新株予約権の行使による増加117,900株であります。

A種種類株式の株式数の増加は、第三者割当増資による増加700株であります。

### 2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 335,671           | 38                | -                 | 335,709          |
| 合計    | 335,671           | 38                | -                 | 335,709          |

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加38株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                 | 株式の<br>種類  | 配当の原資        | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日       |
|--------------------|------------|--------------|--------------------|------------------|------------|-------------|
| 2023年9月14日<br>取締役会 | A種種類<br>株式 | その他<br>資本剰余金 | 4,967              | 7,095.90         | 2023年7月31日 | 2023年10月31日 |

### 4. 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 126,050株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|              |           |
|--------------|-----------|
| 未払事業所税       | 2,021 千円  |
| 資産除去債務       | 2,401 "   |
| 減損損失         | 38,200 "  |
| ソフトウェア       | 80,285 "  |
| 投資有価証券評価損    | 4,387 "   |
| 税務上の繰越欠損金    | 593,860 " |
| 株式報酬費用       | 6,094 "   |
| その他有価証券評価差額金 | 887 "     |
| 販売用不動産評価損    | 2,760 "   |
| その他          | 3,911 "   |
| 繰延税金資産小計     | 734,810千円 |
| 評価性引当額       | 734,810 " |
| 繰延税金資産合計     | -千円       |

## リースにより使用する固定資産に関する注記

### 1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

### 2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|       |            |
|-------|------------|
| 1 年以内 | 218,360 千円 |
| 1 年超  | 310,251 "  |
| 合計    | 528,611 千円 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金繰計画に照らして、一時的な余資は流動性の高い金融商品で運用し、主に運転資金を銀行借入、社債により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、満期のある債券及び非上場株式であり、主に発行体の信用リスクを伴っております。

敷金及び保証金は、主に営業店舗の不動産賃貸借契約に基づく敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及びその他の金銭債務（社債・借入金を除く）は、概ね1年以内の支払期日であります。社債・借入金は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、各営業担当者に入金状況を随時連絡しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

##### ② 市場リスクの管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割返済などによりその影響を緩和するとともに、管理部門が金利変動状況を管理しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておらず、また、現金は注記を省略しております。預金、売掛金及び契約資産、短期借入金、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

|                       | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 17,355           | 17,355     | -          |
| 資産計                   | 17,355           | 17,355     | -          |
| (1) 社債                | 163,000          | 159,795    | △3,204     |
| (2) 長期借入金             | 575,882          | 569,051    | △6,830     |
| 負債計                   | 738,882          | 728,847    | △10,034    |

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分    | 2023年7月31日 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 17,354     |

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

|                                 | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------------------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金                          | 1,771,911    | -               | -                | -            |
| 売掛金及び契約資産                       | 73,516       | -               | -                | -            |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>のうち満期があるもの | -            | -               | 20,000           | -            |
| 合計                              | 1,845,427    | -               | 20,000           | -            |

(注3) 社債及び長期借入金、その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 73,000       | -                   | -                   |                     | -                   | -           |
| 社債    | 108,250      | 110,000             | 42,000              | 11,000              | -                   | -           |
| 長期借入金 | 267,803      | 116,972             | 192,972             | 72,972              | 55,702              | 137,264     |
| 合計    | 449,053      | 226,972             | 234,972             | 83,972              | 55,702              | 137,264     |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

|               | 時価    |        |       |        |
|---------------|-------|--------|-------|--------|
|               | レベル 1 | レベル 2  | レベル 3 | 合計     |
| 投資有価証券        |       |        |       |        |
| 其他有価証券        |       |        |       |        |
| 転換社債型新株予約権付社債 | －     | 17,355 | －     | 17,355 |
| 資産計           | －     | 17,355 | －     | 17,355 |

## (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

|       | 時価    |         |       |         |
|-------|-------|---------|-------|---------|
|       | レベル 1 | レベル 2   | レベル 3 | 合計      |
| 社債    | －     | 159,795 | －     | 159,795 |
| 長期借入金 | －     | 569,051 | －     | 569,051 |
| 負債計   | －     | 728,847 | －     | 728,847 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

元利金の合計額と償還期限までの残存期間及び当社の信用リスクを加味した利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント              |                 |           |
|---------------|----------------------|-----------------|-----------|
|               | cowcamo<br>(カウカモ) 事業 | 不動産企画<br>デザイン事業 | 合計        |
| 顧客との契約から生じる収益 | 3,797,255            | 310,915         | 4,108,170 |
| その他の収益        | —                    | 44,468          | 44,468    |
| 外部顧客への売上高     | 3,797,255            | 355,383         | 4,152,638 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 前事業年度末 | 当事業年度末 |
|---------------|--------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権 |        |        |
| 売掛金           | 44,484 | 72,614 |
| 契約資産          | —      | 902    |
| 契約負債          | 8,471  | 16,642 |

(注) 契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するもので、サービスの提供について顧客の受け入れが得られた時点で、収益へと振替えられます。当期に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は8,471千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

| 種類           | 会社等の<br>名称<br>又は氏名 | 所在地 | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業   | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事<br>者との関<br>係 | 取引の内容                    | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末<br>残高<br>(千円) |
|--------------|--------------------|-----|--------------------------|-----------------|--------------------------------|-------------------|--------------------------|--------------|----|------------------|
| 役員及び<br>主要株主 | 村上浩輝               | —   | —                        | 当社<br>代表<br>取締役 | (被所有)<br>直接 18.3<br>間接 10.2    | 債務被保<br>証         | 借入金に対す<br>る債務保証<br>(注) 1 | 187,290      | —  | —                |
| 役員及び<br>主要株主 | 中村真広               | —   | —                        | 当社<br>取締役       | (被所有)<br>直接 10.5<br>間接 8.5     | 債務被保<br>証         | 借入金に対す<br>る債務保証<br>(注) 1 | 187,290      | —  | —                |
| 役員及び<br>主要株主 | 竹内真                | —   | —                        | 当社<br>取締役       | (被所有)<br>直接 2.2                | —                 | 不動産仲介手<br>数料の受取<br>(注) 2 | 16,534       | —  | —                |

(注) 1. 借入金に対する債務保証

当社は、銀行借入金に対して当社代表取締役村上浩輝及び当社取締役中村真広より債務保証を受けております。上記の取引金額のうち、両者から連帯して債務保証を受けている取引金額は187,290千円であります。なお、本債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

仲介手数料の受取については、一般の取引条件と同様に決定しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 60円82銭

1 株当たり当期純損失(△) △14円83銭

## 重要な後発事象に関する注記

### (会社分割及び新設会社の株式譲渡)

当社は、2023年9月14日開催の取締役会において、当社の「不動産企画デザイン」事業（以下、「本事業」という）を会社分割（簡易新設分割）により新設会社に承継させたうえで、新設会社の株式の全てを当社の取締役・共同創業者である中村真広氏（以下、「中村氏」という）に譲渡することを決議しました。

#### 1. 会社分割及び株式譲渡の目的

当社は、一人でも多くの人に安心・手軽に住まいを楽しめるサービスを提供し、住まいの流通に必要不可欠な存在となることを中長期方針として掲げ、中古・リノベーション住宅の流通プラットフォームを運営する「cowcamo（カウカモ）」事業を中心とした企業規模の拡大にまい進しております。カウカモ事業は高成長を実現し、2023年7月期では全社の売上総利益の96%を占めるに至っております。

一方、本事業は当社の創業以来の祖業であり、不動産領域における新たな価値創造をミッションとして、シェアードワークプレイス「co-ba」等の運営やオフィス設計を中心とした空間プロデュースの受託を行っています。

両事業は、事業領域が異なり事業間のシナジー創出が限定的である中、主力事業であるカウカモ事業に経営資源を集中することが当社の中長期的な企業価値向上のために最適な選択であると判断し、本事業を譲渡することといたしました。

本事業の譲渡においては、取締役会において十分に審議を尽くしたうえで、中村氏への譲渡が株主価値に最も寄与するものと判断しました。中村氏と合意を形成できたことから、本会社分割及び新設会社の株式の全てを中村氏に譲渡する旨を決定いたしました。

#### 2. 会社分割の要旨

##### (1) 会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社を本事業の承継会社とする新設分割（簡易分割）方式であります。

(2) 会社分割に係る割当の内容

新設会社は、本会社分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

(3) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行済の新株予約権について本件分割による取扱いの変更はありません。また当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

(4) 会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社資本金の増減はありません。

(5) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、当社から、効力発生日における本事業にかかる資産、負債その他の権利義務について、2023年9月14日付の新設分割計画書に定めたものを承継いたします。

(6) 債務履行の見込み

当社及び新設会社は、本会社分割の効力発生日以降における負担すべき債務について、履行の見込があるものと判断しております。

### 3. 分割当事会社の概要

|               |                                                                             |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|               | 新設会社<br><br>(2023年11月1日)                                                    |
| (1) 名称        | バ・アンド・コー株式会社                                                                |
| (2) 所在地       | 東京都渋谷区猿楽町4-1 006代官山1階                                                       |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 中村 真広                                                                 |
| (4) 事業内容      | 不動産企画デザイン事業<br><br>シェアードワークプレイス「co-ba」等の運営、空間プロデュース（企画・デザイン・設計）を軸とした事業企画・開発 |
| (5) 資本金       | 1百万円                                                                        |

|                |                                                               |
|----------------|---------------------------------------------------------------|
| (6) 設立年月日      | 2023年11月1日（予定）                                                |
| (7) 発行済株式総数    | 1,000株                                                        |
| (8) 決算期        | 10月                                                           |
| (9) 大株主及び持ち株比率 | 株式会社ツクルバ 100%                                                 |
| (10) 当事会社間の関係  |                                                               |
| 資本関係           | 新設分割効力発生日に、当社が新設会社の発行済株式の100%を保有しますが、同日付で当該株式をすべて中村氏に譲渡いたします。 |
| 人的関係           | 該当事項はありません。                                                   |
| 取引関係           | 該当事項はありません。                                                   |

#### 4. 分割する事業部門の概要

##### (1) 分割する事業の内容

- ・シェアードワークプレイス「co-ba」等の運営
- ・空間プロデュース（企画・デザイン・設計）を軸とした事業企画・開発

##### (2) 分割する事業の経営成績（2023年7月期）

売上高 348百万円

##### (3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価額（2023年7月31日現在）

|      |        |      |       |
|------|--------|------|-------|
| 流動資産 | 52百万円  | 流動負債 | 36百万円 |
| 固定資産 | 74百万円  | 固定負債 | 9百万円  |
| 資産合計 | 127百万円 | 負債合計 | 46百万円 |

（注）上記金額に効力発生日までの増減を加減して確定します。

#### 5. 会社分割後の状況

本件会社分割後の当社及び新設会社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期については、「3. 分割当事会社の概要」をご参照ください。また、当社は、本件分割後の効力発生日をもって、新設会社の株式の全てを中村氏へ譲渡する予定です。

## 6. 新設会社の株式譲渡（子会社の異動）について

### （1）異動の理由

「1. 会社分割及び株式譲渡の目的」をご参照ください。

### （2）異動の方法

2023年11月1日付で、当社が保有する当該子会社の発行済株式の全てを中村氏に譲渡いたします。

### （3）異動する子会社の概要

「3. 分割当事会社の概要」をご参照ください。

### （4）株式譲渡の相手先の概要

|                 |                                                                |
|-----------------|----------------------------------------------------------------|
| （1）氏名           | 中村 真広                                                          |
| （2）住所           | 神奈川県相模原市                                                       |
| （3）上場会社と当該個人の関係 | 当社の取締役・共同創業者（2023年10月27日に開催予定の第12期定時株主総会にて任期満了をもって退任予定）、当社の大株主 |

## 7. 特別利益の計上について

本件会社分割及び株式譲渡実施により、当社の2024年7月期決算において、特別利益として関係会社株式売却益46百万円（勘定科目名は未確定）が発生する見込みであります。

なお、この数値は、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき算定したものであり、実際の業績は様々な要因により予想数値と異なる可能性があります。

### （子会社の増資）

当社は、2023年7月18日開催の取締役会において、財務基盤を強化するために、当社子会社である株式会社ツクルボックス（旧社名株式会社マチニワ）への増資引受を決議し、2023年9月14日付で払込を完了しております。

## 増資の概要

- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) 増資金額    | 180,000千円  |
| (2) 払込日     | 2023年9月14日 |
| (3) 増資後資本金  | 92,000千円   |
| (4) 増資後出資比率 | 100%       |

## (新株予約権の発行)

当社は、2023年9月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役職員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、第16回新株予約権（有償ストック・オプション）及び第17回・第18回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）を当社の役職員に対して発行するものであります。

なお、第16回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行については、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。第16回新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引受けが行われるものであります。

また、第17回・第18回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）につきましては、当社の役職員に対してインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないこととすることが特に有利な条件ではないことから、この点につき株主総会の承認を得ることなく実施いたします。ただし、第17回新株予約権の発行は、取締役を対象とする株式報酬型ストック・オプション制度に基づくものであるため、2023年10月27日開催の第12期定時株主総会において、当該制度の導入について株主の皆様にご承認いただくことを条件として実施いたします。

これらの新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数（2023年7月末時点）の1.28%に相当します。これらの新株予約権の発行は、業績目標の達成や、役職員の一層の意欲及び士気の向上により、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものであり、株式の希薄化への影響は合理的な

ものであると考えております。

## II. 新株予約権の発行要領

### 第1 第16回新株予約権（有償ストック・オプション）

#### 1. 新株予約権の数

1,136個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式113,600株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、663円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

#### 3. 新株予約権の内容

##### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

##### （2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金

額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2023年9月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値である金1,300円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{新規発行} & \times & \text{1株あたり} \\ & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & \text{既発行} & & & \\ & \text{株式数} & + & & \text{新規発行前の1株あたりの時価} \\ \hline \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### （3）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年11月1日から2030年10月31日までとする。

### （4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は2026年7月期乃至2028年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限る。各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合の計算において、1個未満の端数が生じた場合には、1個未満の端数については切り下げるものとする。

(a) 売上総利益が45億円を超過した場合：行使可能割合 50%

(b) 売上総利益が50億円を超過した場合：行使可能割合 100%

また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において保有している新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2023年11月17日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それ

ぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記３．（１）に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記３．（３）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．（３）に定める行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資

本準備金に関する事項

上記３．（４）に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件

上記３．（６）に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2023年11月15日

9. 申込期日

2023年10月6日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

|       |    |      |
|-------|----|------|
| 当社取締役 | 7名 | 210個 |
|-------|----|------|

|       |     |      |
|-------|-----|------|
| 当社従業員 | 18名 | 926個 |
|-------|-----|------|

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

第2 第17回新株予約権（取締役に対する株式報酬型ストック・オプション）

1. 新株予約権の数

193個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式19,300株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年 8 月 1 日から2030年10月31日までとする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において保有している新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2023年11月17日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資

本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

2023年10月6日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 5名 193個

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

第3 第18回新株予約権（従業員に対する株式報酬型ストック・オプション）

1. 新株予約権の数

156個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式15,600株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当

該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年5月1日から2030年10月31日までとする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場

合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において保有している新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができないものとする。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2023年11月17日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、

株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たりの金額を 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

2023年10月 6 日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員     19名   156個

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。